

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本専門医機構への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについては、医師偏在是正への効果や地域医療への影響を継続的に検証するとともに、専門研修の質の向上、医療提供体制の確保及び専攻医等への負担や関係者の制度運用上の負担等の観点から課題を整理し、令和 10 年度以降のシーリングの在り方の検討に活かすこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めること。
- ・ 連携プログラムおよび特別地域連携プログラムについては、専攻医が当該プログラムにおける研修を通じて地域医療を経験する機会を確保することに加え、医師の地域偏在是正にも資する制度となることが望ましい。このため、連携先の要件や研修期間の妥当性等を含めた運用の在り方について検証を行い、必要な対応を検討すること。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣については、既存の医療提供体制への影響に配慮しつつ、より医師が不足する地域への派遣や新規の派遣を適切に評価する仕組みの導入について検討を行うこと。あわせて、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績について、詳細な分析を行うこと。
- ・ 今後、指導医派遣実績を収集するに当たっては、その収集頻度や方

法について学会等の負担に配慮するとともに、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できる運用とすること。また、収集項目については、医道審議会医師分科会医師専門研修部会における議論も踏まえつつ、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から検討を行うこと。

④その他

- ・ シーリング対象外となる医師の範囲については、小児科医師確保計画で定める相対的医師少数区域において専門研修を行う地域枠等の医師を含めること。

(2) その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。学会等の関係者と連携しつつ、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めること。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこと。